

# 特定外来生物(植物)の処分方法について

人間の活動によって他の地域から入ってきた**外来生物**のうち、農林水産業や生態系への影響が大きい、として**外来生物法**(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)で指定された**特定外来生物**の**飼養、栽培、保管**または**運搬**は原則として**禁止**です!

※ただし、一般廃棄物収集運搬業者が収集し、運搬することや、防除現場において枯死させ、その後収集して運搬することは可能。

## 違反した場合の罰則

個人の場合：**懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金**

法人の場合：**1億円以下の罰金**

## 倉敷市内で確認された特定外来生物(植物)の例



オオキンケイギク



ボタンウキクサ



ブラジルチドメグサ

特定外来生物である植物の**防除を目的**とした、地域住民又はボランティア等による小規模な活動が円滑に行われるよう、以下の要件を満たすものについて、**確実に殺処分されることが明確**であれば、外来生物法の「**運搬**」には**該当しません**。

- ア) 防除した特定外来生物(植物)を処分するため、**ごみの焼却施設等に運搬**する
- イ) 落下や種子の飛散等の逸出防止措置(例えば**ビニール袋などで二重に梱包**)が運搬中にとられている
- ウ) **特定外来生物の防除であること、実施する主体、実施する日及び場所**等を事前に告知するなど、**公表された活動**で運搬する(公表は、町内の掲示板や主催団体のホームページなどへの掲載が良い)

## 外来生物法の「運搬」及び「保管」に該当しない例

※ボランティア団体が、参加者を募って、ある日時にある地域の**オオキンケイギク**の防除を行うことを企画し、ホームページへの掲載等により告知した。当日、オオキンケイギクの抜き取りを行い、抜き取ったオオキンケイギクを軽トラックの荷台に積み、**ビニールシートで被覆**したうえで、**ごみの焼却施設**まで持ち込んだ。

## ご家庭などで少量を処理する場合

自宅の庭に生えている場合など、少量を処理するときは、根から引き抜き、その場で**拡げない**ように2~3日天日にさらすなど**枯死させた後**、**ビニール袋などに密閉**して燃えるゴミとして処分してください。